

# 教科用図書採択方針

南足柄市教育委員会 ・ 中井町教育委員会 ・ 大井町教育委員会  
松田町教育委員会 ・ 山北町教育委員会 ・ 開成町教育委員会

## 1 平成30・31年度使用教科用図書の採択について

- (1) 小学校用教科書・中学校用教科書及び特別支援学校用教科書は、学校教育法附則第9条の規定による教科書（以下「附則第9条図書」という。）を除き、それぞれの「教科書目録（平成30年度使用）」に記載されている教科書のうちから採択すること。
- (2) 足柄上採択地区協議会は教科書の採択についての協議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 南足柄市教育委員会・中井町教育委員会・大井町教育委員会・松田町教育委員会・山北町教育委員会・開成町教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障を来たさない範囲で、採択にいたる経過、採択理由などを公開し、開かれた採択に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保すること。

## 2 教科用図書採択基準について

- (1) 各発行者が作成する「教科書編集趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。